

羽曳野市パブリックコメント手続要綱

制 定 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で民主的な開かれた市政を促進するため、市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程において実施するパブリックコメント手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報等(以下「意見等」という。)を参考にして意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市の区域内に住所を有する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ 市税の納税義務を有するもの

カ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(3) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及び改定

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策又は計画の策定及び改定

- (3) その他実施機関が必要と認めるもの
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に意思決定を要するもの
- (2) 軽微なもの又は計画等の立案に当たり、実施機関の裁量の余地が少ないもの
- (3) 法令等により縦覧、意見の提出その他パブリックコメント手続に準ずる手続が行われるもの
- (4) 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準ずる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて意思決定が行われるもの
(公表)

第5条 実施機関は、第3条に規定するパブリックコメント手続の対象となるもの(以下「計画等」という。)を立案しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の名称、趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案を理解するために必要と認めるもの

3 前2項の規定による公表の際には、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期限、提出のあった意見等の処理方法及び問合せ先を同時に明示しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 計画等の担当窓口及び情報公開コーナーへの備付け
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項の公表を行うときは、できる限り事前に市の広報誌に掲載することにより、その周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第7条 意見等の提出期間は、おおむね1月を目安とし、市民等が計画等の案について意見等を提出するために必要な時間等を考慮して実施機関が定めるものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 市民等は、意見等を提出しようとするときは、氏名、住所その他実施機関が必要と認める事項の明記をしなければならない。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定による意見等を参考にして計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見等の概要
- (2) 意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正の内容及びその理由

3 第6条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、意見が次の各号のいずれかに該当するときは、意見の全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)第7条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 意見を公表することにより第三者の権利又は利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 意見書等に氏名及び住所の記載がないとき。
- (4) 意見を求めている施策案に関連がないとき。
- (5) その他公表しないことについて正当な理由があるとき。

(実施状況の公開等)

第9条 市長は、他の実施機関に対し、パブリックコメント手続に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

2 市長は、毎年 1 回パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に策定又は改定の過程にある計画等については、この要綱の規定は、適用しない。